

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 計量器定期検査の実施
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- ◇ 人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止期間の延長
- ◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年 八月二十五日	江頭歯科医院	鳥取市田園町四丁 目三六一番地	歯科	江頭輝治

鳥取県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年 九月一日	仲村医院	西伯郡岸本町大殿	産婦人科、内 科、外科	仲村民広
"	医療法人 菊川病院	境港市上道町 一八九四番地	整形外科、産 婦人科、脳外 科、外科、皮 膚科、内科	理事長 菊川秀親

鳥取県告示第六百四十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
菊川病院	境港市上道町 一八九四番地	整形外科、外科、 皮膚科、産婦人科	昭和四十五年 八月三十一日

鳥取県告示第六百四十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
検査区域 検査場所

十月二十六日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	鳥取市	鳥取東高等学校
二十七日	"	"	修立小学校
二十八日	"	"	鳥取幼稚園
二十九日	"	"	"
三十日	"	"	明德小学校
十一月二日	"	"	"
四日	"	"	富桑小学校
五日	"	"	鳥取鮮魚卸売市場
六日	"	"	醇風小学校
九日	"	"	遷喬小学校

十日	午前十時から	"	"
十一日	午前十時から 正午まで	"	美保小学校
"	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	"	城北小学校
"	午前十時から 午後三時三十分まで	"	鳥取市農業協同組合 湖山支所
十二日	"	"	賀露地区公民館
十三日	"	"	計量検定所
二十五日	午前十時から 午後四時まで	"	"
二十六日	"	"	"

鳥取県告示第六百四十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年九月三日から用途廃止した。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市滝山字越シ塚ノ上四二八ノ六番地先から 四一七番地先まで		二〇九・二八	道路敷
字下前田三八一番地先		二三・五三	"
三七九番地先から 三八一番地先まで		九八・三二	水路敷
字越シ塚ノ上四一九番地先から 四一七番地先まで		九三・六二	"

鳥取県告示第六百四十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年九月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町一五八	鳥取市吉成字下坪二四九ノ一	幅員 四・〇〇メートル
池上 美道	二四九ノ一七	延長 二七三・八〇メートル
"	二五二ノ一	
"	二五二ノ二六	
"	二五二ノ一地先農道	

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

五〇〇円	五四〇円	五八〇円	六一五円
四〇〇円	四三五円	四七〇円	五〇〇円

に改める。

七〇〇円	七五〇円	八〇〇円	八四五円
五五〇円	六〇〇円	六五〇円	六九五円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日以後に出发した旅行から適用する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を禁止する期間を昭和四十五年十月三十一日まで延長する。

昭和四十五年九月二十二日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項の規定により、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年9月22日

鳥取県知事 石 破 千 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

昭和45年11月25日 午前10時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

鳥取市行徳は222 鳥取市消防本部

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市純町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

甲種危険物取扱主任者試験

乙種危険物取扱主任者試験

3 受験資格

消防法第13条の3第3項又は第4項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和45年10月2日から10月16日まで

（郵送による場合は、10月16日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札形のもの
で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、免状の写しを添付するとともに、免状を提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

甲種危険物取扱主任者試験 800円

乙種危険物取扱主任者試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課